

第2章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の目標値

目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行（障害福祉計画）

- (1) 令和4年度末の施設入所者のうち、令和8年度までに地域生活へ移行する人数を1名とします。
 (2) 令和4年度末の施設入所者数について、令和8年度末の施設入所者から1名減少することを目指します。

【目標設定】

項目		数値	備考
(A)	【実績】 令和4年度末入所者数	10人	令和4年度末の実績
(B)	【目標値】 地域生活移行数	1人	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する人数の目標値
(C)	地域生活移行率	10%	国の目標は6%以上 (B/A)
(D)	【見込み】 新たな施設入所支援利用者	2人	令和8年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
(E)	【見込み】 退所者数	2人	令和8年度末までに地域生活へ移行以外の理由で退所する人数（介護施設に入所等）
(F)	【見込み】 令和8年度末入所者数	9人	令和8年度末の利用人員見込み (A-B+D-E)
(G)	【目標値】 入所者削減見込み	1人	差引減少見込み数 (A-F)
(H)	削減率	10%	国の目標は5%以上 (G/A)

【国指針の主旨】

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行。
- 令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【目標の達成に向けて】

- 地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、居宅介護や短期入所、日中活動の場、身近な相談先などがまず必要となります。移行前から十分に話し合いを行い、必要な新しい居住地において必要なサービスを確保するとともに、地域での生活が開始されてからも途切れることなく相談支援等を行い、安心して生活ができるよう努めます。
- 地域移行においては近隣住民の理解が必要不可欠です。様々な機会を捉えて障害理解の啓発に取り組みます。
- 現在の施設入所者は高齢者が多く、地域生活への移行が難しい方もいます。また、親や介護者の高齢化により、新たに施設への入所を希望する方も増えています。新規入所の際には、本人・家族の希望やグループホーム等での対応が困難など、真に必要性があるかを関係機関等と協議のうえ進めていきます。

目標2：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (障害福祉計画)

精神科病院に入院をしていた精神障害のある人等が安心して地域での生活へ移行をするため、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進を図る必要があります。

町では、自立支援協議会を協議の場として、鎌倉保健福祉事務所を中心とした精神保健医療の視点と、基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所等、精神障害のある人等に関わる支援者の福祉的視点から精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数の見込みを2回とする。
- (2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数の見込みを16人とする。
- (3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを年1回とする。

【国指針の主旨】

保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となる。そのために、活動指標を明確にし、各指標の取組を積極的に推進することが必要である。

【目標の達成に向けて】

- 鎌倉保健福祉事務所、精神科病院、訪問看護ステーションや相談支援事業所と連携し、精神科病院から退院してくる人等の支援を行っています。現在は個別支援での協議が中心で、必要に応じて、医療機関等の関係機関と連携し、町自立支援協議会相談支援ネットワーク部会において協議を行っています。今後支援の実績を重ねて傾向や課題を把握し、協議の場で検討するなど、地域包括ケアシステムの推進に努めます。
- 地域での包括ケアシステムには地域住民の理解が不可欠となります。今後も、町自立支援協議会を中心に、**障害理解を推進し**、安心して暮らしやすいまちづくりに努めます。

目標3：地域生活支援拠点等が有する機能の充実（障害福祉計画）

障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害のある人のニーズを把握するとともに、既存の障害福祉サービスの状況を勘案し、地域に必要なサービス提供を強化します。

令和2年度に、基幹相談支援センターを設置しています。今後は運用状況の検証及び検討を行っていくとともに、未対応の機能の整備を進めます。

【国指針の主旨】

- ・障害のある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・強度行動障害を有する障害のある人に支援体制の充実を図るために、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【目標の達成に向けて】

- 町自立支援協議会において障害のある人のニーズを把握し、地域の課題の把握に努めるとともに、課題の解決に向けた取り組みを実施していきます。
- 基幹相談支援センターと相談支援事業の強化を図り、各関係機関が連携し、障害のある人のニーズ等やライフステージに応じたきめ細かな支援を行っていきます。
- 緊急時の受入対応体制の確保や体験の機会及び場の提供等の未対応の機能について、整備を進めていきます。

目標4：福祉施設から一般就労への移行等（障害福祉計画）

- (1) 令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者を、令和3年度実績の1.28倍以上の6人を目標として、一般就労支援に向けた支援を行っていきます。
- (2) 成果目標達成のための、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標について定め、目標の達成に向けて取り組みます。

【目標設定】

令和3年度は3人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受けて、令和8年度中の福祉施設から一般施設への移行者について、令和3年度実績の1.28以上の6人を目標として、一般就労支援に向けた支援を行っていきます。

また、成果目標達成のための、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標については、次のとおり設定します。

- ①就労移行支援事業の一般就労への移行者数…国の成果目標 1.31 倍以上
1人の増加（1.5倍）

項目	令和3年度	令和8年度
移行者数	2人	3人

- ②就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数…国の成果目標 1.29 倍以上
1人の増加

項目	令和3年度	令和8年度
移行者数	0人	1人

- ③就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数…国の成果目標 1.28 倍以上
1人の増加（2.0倍）

項目	令和3年度	令和8年度
移行者数	1人	2人

- ④就労定着支援事業の利用者数…国の成果目標 1.41 倍以上
10人の増加（3倍）

項目	令和3年度	令和8年度
利用者数	5人	15人

【国指針の主旨】

- ・令和8年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本として設置すること。また、この目標値を達成するため、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標値についても次のとおり定めること。
- ・就労移行支援事業：令和8年度における一般就労移行者数を令和3年度における移行者数の1.31倍以上とすること。
- ・就労継続支援A型事業：令和8年度における一般就労移行者数を令和3年度における移行者数の1.29倍以上とすること。
- ・就労継続支援B型事業：令和8年度における一般就労移行者数を令和3年度における移行者数の1.28倍以上とすること。
- ・就労定着支援事業：令和8年度における利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とすること。

- ・就労定着率※：就労定着率を7割以上とする就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすること。

※ 過去6年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月末満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。

【目標の達成に向けて】

- 十分な数の就労支援事業者が確保できるよう、近隣市との連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。
- 公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意欲を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容や委託事業の開拓を行い、就労先の拡大を図ります。
- 令和6年4月以降に新しいサービス（就労選択支援事業）が開始される予定です。就労を希望する人が能力や希望に沿った就労を実現できるよう、各種支援を実施する事業所や関係機関等との連携に努めます。
- 一般就労への移行を進めるためには、本人や受け入れ側の努力とともに、それに関わるすべての人の見守りや支えが大切であり、地域住民全員の協力が得られるよう、啓発と理解促進に努めます。

目標5：相談支援体制の充実・強化等（障害福祉計画）

基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制を確保します。

【目標設定】

①総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み

項目	令和4年度（実績）	令和8年度
総合的専門的相談件数	11 件	12 件

②地域の相談支援体制の強化（専門的な指導・助言等）

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み

項目	令和4年度（実績）	令和8年度
専門的な指導・助言件数	2件	4件

③地域の相談支援体制の強化（人材育成の支援）の実施の見込み

項目	令和4年度（実績）	令和8年度
スーパービジョン・事例検討会回数	5回	5回
相談支援の協議の場の回数 （自立支援協議会相談支援ネットワーク委員会）	12 回	12 回
研修会回数	2回	2回

④地域の相談機関との連携強化の取り組み

項目		令和4年度（実績）	令和8年度
相談支援機関との連絡調整や 連携促進・強化のための会議等	自立支援協議会	2回	2回
	運営委員会	2回	2回
	作業部会	15 回	12 回以上

⑤基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

項目	令和4年度（実績）	令和8年度
主任相談支援専門員	1 人	1 人

【国指針の主旨】

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

相談支援体制の充実・強化のための取組

（１）専門的な指導・助言件数、人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。

（２）基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。

【目標の達成に向けて】

- 現在、基幹相談支援センターでは、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化、権利擁護のための援助などを実施しています。障害のある人のニーズの把握に努め、今後も機能の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所の連携強化に努めるとともに、処遇困難のケースや多問題家族のケースに対応できるよう、高齢者や子どもの関係事業所とも連携を強化します。

目標6：障害福祉サービス等の質の向上（障害福祉計画）

障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているか等の確認を行い、障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。

【国指針の主旨】

障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、検証を行っていくことが望ましいこととしている。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保することが必要になるとしている。

【目標の達成に向けて】

- 障害福祉サービスの利用状況については、自立支援審査支払等システム等やサービス計画やモニタリング報告書等で把握するとともに、相談支援員からの報告で適正利用について検討していきます。

目標7：障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画）

すべての子どもが健やかに成長するよう、関係機関と連携を図り、子どものライフステージに応じた切れ目のない、一貫した、効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

【目標設定】

- (1) 令和8年度末までに、**児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を整備します。**
- (2) 令和8年度末までに、**保育所等訪問支援等を活用し、障害児の地域社会での参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。**
- (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上、確保する体制を**維持します。**
- (4) 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の運営と、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を**継続します。**

【国指針の主旨】

- (1) 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等の中心となって、関係機関の連携の下で、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。
- (2) 令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- (3) 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- (4) 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置すること。

【目標の達成に向けて】

- 今後も、町直営の療育支援施設「たんぽぽ教室」の活用や強化、地域資源の把握と連携強化に努め、子どもと家族への支援や事業所支援の充実に努めます。**
- 保育所等訪問支援と町が行う巡回相談の両方を効果的に保育園・幼稚園が活用し、子どもの集団生活適応のための専門的な支援や進言、その他必要な支援の提供に努めます。**
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、町内、及び近隣市の事業所が受け入れを行っており、今後も近隣市との連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入促進に努めます。**
- 特別なケアが必要な児童子どもの対応は、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、葉山町発達支援システム会議を活用し、体制づくりの強化に努めま**

す。医療的ケア児コーディネーターは、近隣市や関係機関との会議等を活用し、情報共有と連携の強化に努めます。

第5章 サービスの確保策

1)地域における専門的な人材の育成と関係機関の連携強化

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、基幹相談支援センターが中心となり、障害福祉に関する支援者に対し、人材の育成と資質の向上、連携の強化に努めます。

2)障害のある人が利用しやすい情報提供の整備

障害者総合支援法に基づく支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、広報葉山や町及び基幹相談支援センターホームページなど様々な媒体を利用し、情報提供に努めます。

3)施設整備の方針

各種施設整備に際しては、近隣市や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、神奈川県、近隣市、社会福祉協議会やサービス事業者などと連携し、既存の事業や施設の活用も視野に入れ、検討を図ります。

4)サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく満足のいくサービスとしていくために、入口となる相談窓口をわかりやすくし、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

また、サービスの質や量を維持できるよう、人材の確保に努めます。